

引取業者の登録の手引き

川崎市環境局廃棄物指導課

令和 7 年 4 月

はじめに

川崎市内において、使用済自動車の引取りを業として行うためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、川崎市長の登録を受けなければなりません。

この手引きは、引取業者の登録手続き等について説明しています。

法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 使用済自動車とは・・・

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

なお、引取業者が最終所有者から使用済自動車を引き取った後は、カーエアコン付きでフロン類の回収が必要なものはフロン類回収業者に、その必要がないものは解体業者に引き渡すことになります。

2 引取業者の登録が必要な方は・・・

川崎市内で、自動車所有者から使用済自動車の引取りを業として行おうとする事業者は、川崎市長の登録を受けなければなりません。

3 登録手続きをするには・・・

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課（川崎市川崎区宮本町 1 番地、川崎市役所本庁舎 20 階、TEL 044-200-2593）に、登録申請書を提出してください。

受付時間は**平日月曜日から金曜日の午前 9 時から 11 時までと、午後 1 時から 2 時まで**です。（**時間厳守**）

※祝日及び年末年始の休庁期間は除きます。

情報管理センターへの登録について

- ★ 情報管理センター（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）が運用する自動車リサイクルシステムへ事業者登録の手続きを行う必要があります。

○自動車リサイクルシステムの登録についての問い合わせ先

・自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

電話 050-3786-8822（平日 9:00～18:00、土日祝日休業）

○自動車リサイクルシステム全般

・自動車リサイクルシステムコンタクトセンター

電話 050-3786-7755（平日 8:30～20:00、土日祝日 9:00～18:00）

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター内

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30

4 登録申請手続

(1) 登録申請書の提出

提出部数は、正本1部、副本1部（但し、副本は申請書の控え）としてください。なお、副本は正本のコピーでもかまいません。

種 類	内 容
申請書	引取業者登録申請書（様式第一号）
添 付 書 類	申請者が法第 45 条第 1 項各号（第 1 号から 7 号まで）のいずれにも該当しないことについての誓約書（要領様式第 8 号）
	申請者が個人である場合は、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）
	申請者が法人である場合は、登記事項証明書（商業登記法に係るもの）
	申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（商業登記法に係るもの））
	申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類
	引取業者（変更）登録通知書の写し（更新時）

※ 住民票の写し及び登記事項証明書は、**発行後 3 か月以内のもの**を提出してください。

※ 確認体制を説明する書類については次ページの「登録基準」を参照してください。

☆登録基準について

○ 登録を行うには以下の基準のいずれかを満たすことが必要となります。

- ・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。
- ・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者※が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

※「十分な知見を有する者」とは

自動車の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、自動車電気装置整備士、中古自動車査定士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられますので、それらの資格を証する書類の写し、講習会修了書の写し等を添付してください。

○ また、欠格要件（法第45条第1項各号）に該当していないことが必要となります。

(2) 登録申請手数料：4,000円（新規登録申請、更新登録申請とも同額）

申請の際には手数料が必要です。申請書の記載内容について事前に窓口担当者の確認を受けた後に、納付書により指定金融機関に振込みしてください。

※ 登録通知書の郵送を希望される方は、A4版の入る返信用封筒に簡易書留料金＋定形外郵便料金分の切手を貼り（レターパックプラスでも可）、申請時にご持参ください。

5 登録後の引取業者の責務は・・・

(1) 引取義務

自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、必ず引き取らなくてはなりません（法第9条）。

なお、引取りの際には、リサイクル料金（シュレッダーダスト、エアバッグ、フロンに係るリサイクル料金、資金管理料金及び情報管理料金）が資金管理法人（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に預託されている旨の確認が必要となります。（法第9条）

※ 正当な理由とは

ア 天災等やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合

- (例：事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難である場合)
- イ 使用済自動車に異物が混入している場合（例：使用済自動車に他のごみが詰められている場合）
 - ウ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例：大量一括持ち込みの要請がある場合、乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合）
 - エ 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合（例：極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合、条件交渉なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合）
 - オ 使用済自動車の引取りが法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（例：盗難車と分かっているのに引取る場合、リサイクル料金の支払いがないのに引取りを要請される場合等）

(2) 書面交付義務

使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者に引取りの書面（引取証）を交付しなければなりません。（法第80条）

(3) 引渡義務

使用済自動車の引き取りを行ったときには、フロン類が充填されたカーエアコン搭載の有無を確認し、搭載されている場合にはフロン類回収業者へ、搭載されていない場合には解体業者へ引き渡さなくてはなりません。（法第10条）

(4) 報告義務

使用済自動車の引取り・引渡しから3日以内に、原則として電子 manifests 制度を利用して、情報管理センター（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。（法第81条第1項・第2項）

なお、法に定める手数料を納めて移動報告を書面で提出することができます。（法第82条第3項）

※電子マニフェストとは

法では、関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者）が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。

電子マニフェストの主な機能は、

- ① 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- ② リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③ 関連制度への情報提供
- ④ 使用済自動車等に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となり、使用済自動車等の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

(5) 運搬時の義務

引取業者が、使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従わなくてはなりません。（法第122条第7項）

(6) 標識の掲示を行う義務

引取業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横20cm以上であって、氏名又は名称、登録番号を記載した標識を掲げる必要があります。（法第50条）

(7) 次の届出を行う義務（法第46条、第48条）

引取業者は、廃業や住所や名称の変更があった場合、廃業又は変更が発生した日から30日以内に廃業等の届出書または変更届出書を川崎市長に提出しなければなりません。

ア 廃業等の届出 →【廃業等届出書〔第1号様式(川崎市)〕】 当該事実が発生した日から30日以内に届出 【添付書類】 (ア) 引取業者（変更）登録通知書 (イ) 引取業者（変更）登録通知書を亡失したときは、亡失した旨を記載した書類 (ウ) 廃業等をした者と届出者の関係を確認するため、下記の表の「廃業の事由」に応じた関係を証明する書類の写し		
廃業等の事由	届出者	関係を証明する書類
死亡した場合	その相続人	相続人の戸籍謄本
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員	消滅した法人の登記事項証明書
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人	破産手続開始の決定により解散した法人の登記事項証明書
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算者	解散した法人の登記事項証明書
引取業を廃止した場合	個人又は法人を代表する役員	法人の場合は、廃止した法人の登記事項証明書

イ 変更の届出 →【変更届出書 [省令様式第2号]】
次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から30日以内に届出

変更事項	添付書類
(ア) 個人の氏名及び住所	○ 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（氏名及び住所の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） ○ 誓約書（要領様式第8号） ○ 引取業者（変更）登録通知書の写し
(イ) 法人の名称及び住所	○ 登記事項証明書（法人の名称及び住所の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） ○ 誓約書（要領様式第8号） ○ 引取業者（変更）登録通知書の写し
(ウ) 事業所の名称及び所在地	○ 誓約書（要領様式第8号） ○ 引取業者（変更）登録通知書の写し
(エ) 法人の役員の氏名	○ 登記事項証明書（役員が就任、退任したことなど変更前及び変更後の内容が確認できるもの） ○ 誓約書（要領様式第8号） ○ 引取業者（変更）登録通知書の写し
(オ) 法定代理人の氏名及び住所	○ 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（商業登記法に係るもの））（氏名及び住所の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） ○ 誓約書（要領様式第8号） ○ 引取業者（変更）登録通知書の写し
(カ) 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロンが含まれているかどうかを確認する体制	○ 確認するための方法を記載した書類、又は、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できる書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講修了証の写しなど） ○ 誓約書（要領様式第8号） ○ 引取業者（変更）登録通知書の写し

※ 変更・廃業等届出書に係る書類は、正・副2部作成し、提出してください。

※ **変更・廃業等届出書は郵送でも受付**しております。交付される**引取業者変更登録通知書の郵送を希望される方は、A4版の入る返信用封筒に簡易書留料金＋定形外郵便料金分の切手を貼り（レターパックプラスでも可）、申請時にご持参ください。**

(8) 登録の更新について

登録有効期間は5年間です。有効期限到来後も業を継続するときは、更新申請の手続きを行うことが必要です。更新登録の手続きは有効期限の2か月前から受付をしますので、遅くとも1か月前までに申請して下さい。

引取業者 ^{登 録}
~~登録~~の更新 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 川 崎 市 長

(郵便番号) **210-△△△△**
 住 所 **川崎市川崎区宮本町△-△**
株式会社 川崎引取屋
 氏 名 **代表取締役 川崎 太郎**

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 **044-□□□-□□□□**
 FAX番号 **044-□□□-□〇〇〇**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の~~登録~~（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）		
	(ふりがな) 氏 名	役職名
	かわさき たろう 川崎 太郎 かわさき じろう 川崎 次郎 かわさき さぶろう 川崎 三郎	代表取締役 取締役 監査役
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）		
	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役職名
	事業所が複数ある場合は、この欄以降を繰り返し設け、事業所ごとに記載してください。
事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社 川崎引取屋 川崎事業所
所在地	(郵便番号) 210-0000 川崎市川崎区浮島町△-△-△ 電話番号 044-0000-0000
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
自動車整備士が確認する。	

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項第1号から第7号に該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

（宛 先）川 崎 市 長

申 請 者

住 所 川崎市川崎区宮本町△-△

株式会社 川崎引取屋

氏 名 代表取締役 川崎 太郎

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

（宛先）川 崎 市 長

（郵便番号） **2 1 0** - △△△△
住 所 **川崎市川崎区△-△-△**
氏 名 **川崎 花子**

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 **0 4 4** - △△△ - △△△△
FAX 番号 **0 4 4** - △△△ - △△××

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第 2 0 5 7 1 〇〇〇〇〇〇 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	川崎商店 高津サービスセンター 川崎市高津区〇〇-△△	川崎商店 高津事業所 川崎市高津区〇-〇-〇
変更の理由	事業所の名称及び事業所所在地の変更	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

（宛先）川 崎 市 長

（郵便番号） **210-△△△△**
 住 所 **川崎市川崎区宮本町△-△**
株式会社 川崎引取屋
 氏 名 **代表取締役 川崎 太郎**

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 **044-□□□-□□□□**
 FAX 番号 **044-□□□-□〇〇〇**

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第 20571〇〇〇〇〇〇 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	かわさき たろう 川崎 太郎（代表取締役） かわさき じろう 川崎 次郎（取締役） なかはら たまこ 中原 多摩子（監査役）	かわさき たろう 川崎 太郎（代表取締役） かわさき じろう 川崎 次郎（取締役） かわさき さぶろう 川崎 三郎（監査役）
変更の理由	役員の変更	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

引取業廃業等届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 川 崎 市 長

法人の合併により廃業等をした
場合の届出者は、廃業等をした法
人の代表者個人となりますので、
その代表者個人の住所、氏名等を
記載してください。

届出者

郵便番号 **210-△△△△**
住 所 **川崎市川崎区東田町〇〇**氏 名 **川崎 太郎**電話番号 **044-□□□-□□□□**
FAX番号 **044-□□□-□〇〇〇**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした者	住 所	川崎市川崎区宮本町△一△
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社 川崎引取屋 代表取締役 川崎 太郎
登 録 番 号	第20571〇〇〇〇〇〇号 □□□□□□□□□□	
登 録 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
廃業等の年月日	令和□□年□□月□□日	
廃業等の理由	☐ 廃止 ☐ 死亡 ☒ 合併 ☐ 破産手続開始の決定 ☐ 合併又は破産手続開始の決定以外の理由による解散	
廃業等をした者との関係	☐ 本人 ☐ 相続人 ☒ 役員 ☐ 破産管財人 ☐ 清算人	

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第43条第1項5号の規定に基づく、引き取った使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類は、次の例により各事業者の実情に合わせ作成して下さい。

（作成例）

残存フロン類の確認方法

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第43条第1項5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制として、当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認します。

1 カーエアコンシステム装着の有無の確認

・ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等のエアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

- ☐ 装着有り：フロン類がふくまれていると判断する。
- ☐ 装着無し：フロン類は含まれていないと判断する。

2 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

(1) 1と同様にカーエアコンシステム装着の有無を確認する。

(2) 装着している場合

ア コンデンサ、エアコン配管又はホースが破損(穴あき、裂傷有り)していない場合

☐ フロン類が含まれていると判断する。

イ コンデンサ、エアコン配管又はホースが破損(穴あき、裂傷有り)している場合

☐ フロン類は含まれていないと判断する。

3 必要に応じて以下の検査を行う。

- (1) 使用済自動車の引取時に、使用者にカーエアコンの効き具合について確認する。
- (2) 実際にカーエアコンを作動させ、効き具合、コンプレッサの作動状況、サイトグラスからの冷媒の流れを確認する。